

クラウドカメラ設置におけるチェックリスト

このチェックリストは、セーフイーのクラウドカメラ利活用時において、特に注意いただきたいポイントをIoT推進コンソーシアム・総務省・経済産業省作成の「カメラ画像利活用ガイドブック」をもとにチェックリストとして抜粋、整理したものです。

詳細は最新の「カメラ画像利活用ガイドブック」を参照ください。

1. 企画時の配慮

(1) 外部環境の変化とリスク分析

- カメラ画像利活用にかかる関係法令などを確認しましたか？
(例：個人情報保護法など)

(2) サービスの目的の明確化

- サービスの目的を確認しましたか？
- カメラ設置の正当性を確認しましたか？

(3) プライバシー配慮できる全体計画の立案

- プライバシーに関わるリスク分析を実施しましたか？
- その結果を反映できるよう、投入するリソース、全体スケジュールの設計を実施しましたか？

2. 設計時の配慮

(1) 画像処理方法、データライフサイクル整理・責任主体の明確化

- 個人情報にあたるか否かを確認しましたか？
- データのライフサイクルを整理、ビジネスパートナーとの関係を整理し、責任主体を明確化しましたか？

(2) プライバシー侵害のリスク分析

- プライバシーに関わるリスク分析を実施しましたか？
- 特定されたリスクの低減などのリスク対応を実施しましたか？

(3) ルール整備

- 問い合わせ対応や、漏えい等のインシデント発生時の対応を含む運用時のルールを整備しましたか？

(4) 運用体制構築、ルールの教育・周知徹底

- システム管理者等を定めた運用体制を構築しましたか？

- 一元的な問い合わせ窓口を設置しましたか？
- 自社従業員に対してルール徹底のための教育を実施し、関係するビジネスパートナーにも周知しましたか？

3. 運用時の配慮

3-1. 運用時の配慮

(1) 事前告知時の配慮

① 十分な告知期間をもった事前告知

- 開始1ヶ月前にWebサイトなどでの事前告知を実施しましたか？
- 開始1ヶ月前に店舗での事前告知を実施しましたか？

② 事前告知の内容

- 目的は明確に伝わりますか？
- 映像利活用によるお客様などのメリットを記載していますか？
- 分析する情報を明記しましたか？
- 取得・加工する情報の取り扱いについて記載していますか？
- 期間/運用時間帯/対象エリアを記載していますか？
- データの保存期間を記載していますか？
- 問い合わせ先を記載していますか？

(2) データ取得時の配慮

① 通知の実施

- 撮影場所においてカメラにより生活者自らの画像が取得され、利用されていることについて、生活者が容易に認識可能になるよう、店舗での掲示を実施していますか？
- カメラ付近での掲示を実施していますか？
- Webサイトでの掲示を実施していますか？

(3) データ取り扱い時の配慮

① 画像の破棄

- 個人の識別あり
 - 一定期間後、特徴量データを破棄する仕組みを構築していますか？
- 個人の識別なし
 - カメラ画像はシステムメモリ上で処理され、保存されず破棄される仕組みを構築していますか？

②処理データの保存

個人の識別あり

一定期間後、特徴量データを破棄し、紐づけられた来店履歴、動線データ、購買履歴を、特定の個人を識別できない形（統計情報として）で保存する仕組みを構築していますか？

個人の識別なし

数値のみを統計情報として保存する仕組みを構築していますか？

③映像データの保存

録画期間を超えた映像データ保存あり

録画期間を超えた映像データ保存を行う旨を店舗掲示物に反映していますか？

3-2. 管理時の配慮

(1) 安全管理対策

①利用範囲/アクセス権

データの取り扱いは自社内に限定されていますか？

オーナー/シェアユーザーは明確にされていますか？

バックヤードなどにおいても映像が不特定多数の目に触れないような仕組みづくりを実施していますか？

データアクセスは管理者のみに限定されていますか？

(2) 問い合わせ対応

①問い合わせ対応

問い合わせ体制を構築していますか？

②第三者提供の有無

あり ⇒別途、検討が必要です

なし

第三者提供しない旨をウェブサイトに掲載していますか？

[事前告知の例：店舗外設置カメラの一例（屋外カウント）]

①AIカメラを用いた特定空間周辺における通行量調査

20〇〇年〇月〇日

〇〇（会社名）では[イベント会場名]入り口において、会場周辺道路の通行量を取得します。取得した映像から通行量データを作成します。通行量データは個人を識別可能な情報ではありません。

通行量データを統計的に分析し、下記を通じて周辺住民の方々の安全性と利便性の向上を図ります。

- ・会場周辺の交通状況の効率化や安全性の向上

<概要>

利用目的	会場周辺の交通状況の効率化や安全性の向上
データ取得期間	20〇〇年〇月〇日～20〇〇年〇月〇日
設置カメラ台数	〇台
実施概要	<p>■取得する映像 会場周辺に設置されたカメラより、会場周辺の車や通行人の顔を含む全身画像及び映像を取得いたします。取得した車や通行人の顔を含む全身画像及び映像は録画期間(〇日間)の経過後に自動消去されます。</p> <p>■通行量データの作成 会場周辺に設置されたカメラで取得した映像から、人物や車形状を検出して通行量を計測し、通行量データを作成・保存いたします。通行量データは個人を識別可能な情報ではありません。</p> <p>■分析の実施 通行量データに基づき、往来した通行人の人数や車の車数計測および滞留計測を分析します。統計的に分析されたデータを基に、会場周辺における交通における安全性や利便性の向上を図ります。 ※分析結果を基に、個人に対する評価/フィードバックを実施することはございません。</p>
映像及びデータの保存期間	映像は録画期間(〇日間)の経過後に自動消去されます。 通行量データは取得日より〇月間保存し、期間が過ぎたら遅滞なく削除します。
情報の取り扱い	取得する情報は自社および所定の委託業者のみで活用し、法令に基づく場合を除き、第三者提供はいたしません。
データ取得者	〇〇株式会社 当社は個人情報の保護に関する法律、同法の政令や規則及び同法のガイドラインなどの遵守のための基本方針を策定し、データの取得、利用、保存等を行う場合の基本的な取扱方法を整備しています。整備した取扱方法に従ってデータが取り扱われていることを責任者が確認しています。カメラ等データを取り扱う機器や電子媒体の盗難等を防止するための措置を講じるとともに、不正なアクセス又は不正なソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。
本件に関するお問い合わせ	(メールアドレス、電話番号など)
本件の詳細	(ウェブページなどへのリンク及びQRコード等)

[事前告知の例：店舗外設置カメラの一例（屋外カウント）]

②AIカメラを用いた公共空間における通行量調査

20〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社では周辺道路において、歩行者・車の往来情報を取得します。
取得した映像から通行量データを作成します。通行量データは個人を識別可能な情報ではありません。

各方面における通行量を統計的に分析し、下記を通じて周辺住民の方々の安全と利便性の向上を図ります。

- ・周辺道路の交通状況の効率化や安全性の向上
- ・データに基づいた効率的な道路整備や開発計画への寄与

<概要>

利用目的	通行量データに基づく、周辺道路の交通状況の効率化や安全性の向上及び、データに基づいた効率的な道路整備や開発計画への寄与
データ取得期間	20〇〇年〇月〇日～20〇〇年〇月〇日
設置カメラ台数	〇台
実施概要	<p>■取得する映像 会場周辺に設置されたカメラより、会場周辺の車や歩行者の顔を含む全身画像及び映像を取得いたします。取得した車や歩行者の顔を含む全身画像及び映像は録画期間(〇日間)の経過後に自動消去されます。</p> <p>■通行量データの作成 会場周辺に設置されたカメラで取得した映像から、人物や車形状を検出して通行量を計測し、通行量データを作成・保存いたします。 通行量データは個人を識別可能な情報ではありません。</p> <p>■分析の実施 通行量データに基づき、往来した歩行者の人数や車の車数計測および滞留計測を分析します。 統計的に分析されたデータを基に、会場周辺における交通における安全性や利便性の向上を図ります。 ※分析結果を基に、個人に対する評価/フィードバックを実施することはありません。</p>
映像及びデータの保存期間	映像は録画期間(〇日間)の経過後に自動消去されます。 通行量データは取得日より〇月間保存し、期間が過ぎたら遅滞なく削除します。
情報の取り扱い	取得する情報は自社および所定の委託業者のみで活用し、法令に基づく場合を除き、第三者提供はいたしません。
データ取得者	〇〇株式会社 当社は個人情報の保護に関する法律、同法の政令や規則及び同法のガイドラインなどの遵守のための基本方針を策定し、データの取得、利用、保存等を行う場合の基本的な取扱方法を整備しています。整備した取扱方法に従ってデータが取り扱われていることを責任者が確認しています。カメラ等データを取り扱う機器や電子媒体の盗難等を防止するための措置を講じるとともに、不正なアクセス又は不正なソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。
本件に関するお問い合わせ	(メールアドレス、電話番号など)
本件の詳細	(ウェブページなどへのリンク及びQRコード等)

※注意事項

例外的に利用目的(効率的な道路整備や開発計画への寄与等)達成のために必要な映像を、録画期間(〇日間)を超えて保存・利用(例：ムービークリップ機能等を利用)する場合には、その旨を実施概要 / 映像及びデータの保存期間に追記することが必要です。

[例]

例外としてデータに基づいた効率的な道路整備や開発計画への寄与のために必要な映像は、当該目的の達成に必要な期間保存いたします。